

水資源保全地域に指定された区域内で 土地取引行為を行う場合は、 3か月前までに届出が必要です。

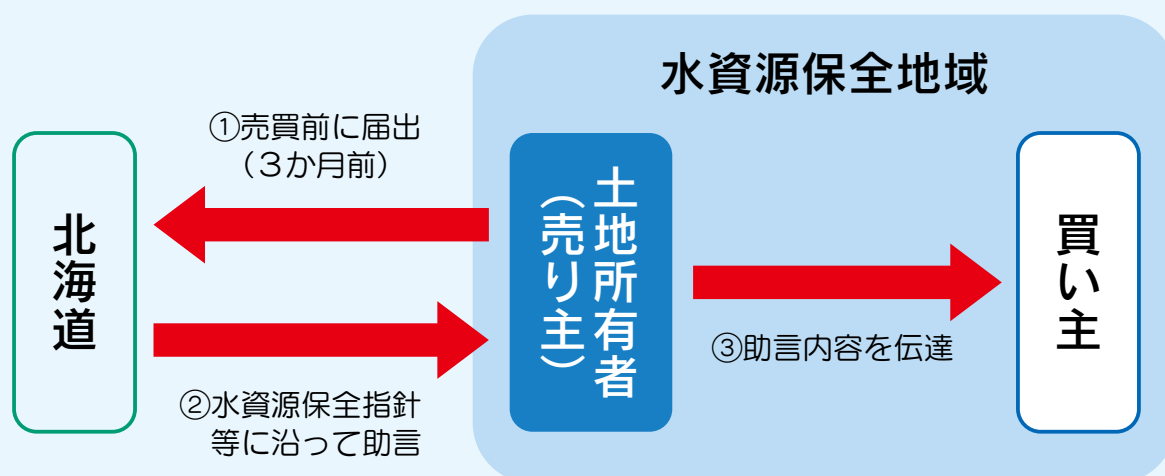
水資源 保全地域 とは？

生活、農業、工業等の目的に用いられる公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域であって、その土地の所有や利用状況を勘案し、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めるものを、市町村長からの提案に基づき、知事が指定した区域です。

指定地域は、道のホームページ、又は土地の所在地を管轄する道総合振興局・振興局で確認できます。

事前届出制の手続の流れについて

- ① 水資源保全地域内に土地を所有等している方が、その土地の権利を移そうとするときは、**契約締結の3か月前までに**、その土地の所在地を管轄する総合振興局・振興局に**届出が必要です**。
面積の基準はありませんので、移転予定の面積が小さくても、届出の対象となります。
また、土地の移転を予定するときは、契約の相手方が未定でも届出をしてください。



- ② 届出を受けた道は、市町村や北海道水資源保全審議会の意見を聴いた上で、届出者に助言を行います。
- ③ 助言を受けた方は、土地の移転等を予定する方に、助言の内容を伝達していただくこととなります。

* 土地取引後、買い主の方は、森林法又は一定面積以上の場合は国土利用計画法の届出が必要です。

届出の必要な土地取引の形態

- 売買
- 共有持分の譲渡
- 交換
- 地上権・賃借権の設定・譲渡
- 営業譲渡
- 予約完結権・買戻権等の譲渡
- 譲渡担保
- 信託受益権の譲渡
- 代物弁済
- 地位譲渡
- 現物出資
- 第三者のためにする契約

※これらの取引の予約である場合を含みます。



届出の手続について

- **届出者** 水資源保全地域内の土地の権利譲渡者（売買であれば売主）
- **届出時期** 契約締結日の3か月前まで
※契約日や契約の相手方が決まる前でも、移転等を行う意思があるときは、届出が可能です。
- **届出窓口** 土地の所在地を管轄する北海道総合振興局・振興局
- **届出事項**
 - ・ 契約当事者（売主等及び買主等）の氏名、住所等
 - ・ 契約態様
 - ・ 契約締結予定年月日
 - ・ 移転等を行う予定の土地の所在地、地目、面積、利用状況等
 - ・ 移転等後の土地の主な利用目的

よくあるご質問

Q

相続や贈与により、水資源保全地域に指定されている土地に関する権利を取得しましたが、届出は必要ですか。

A

必要ありません。対価の授受を伴わない土地売買等の契約は、届出の対象ではありません。

Q

地方公共団体と土地売買の契約をしますが、届出は必要ですか。

A

必要ありません。当事者の一方が国や地方公共団体などの場合は、届出は必要ありません。

Q

届出をしないと、どうなりますか。

A

土地取引の契約（予約を含みます。）をした日を含めて3か月以内に届出をしないかたり、虚偽の届出をすると、知事が勧告を行います。勧告の指示に従わない場合は、氏名等を公表します。

届出書は、**正本1通、副本2通**が必要です。

別記第1号様式（第4条関係）
水資源保全地域土地売買等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
(担当者氏名及び連絡先)

北海道水資源の保全に関する条例第20条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 契約当事者に関する事項

買主等	<input type="checkbox"/> 予定者有り	住 所	
		氏 名	
		電 話	
		業 種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 未定		
契 約 態 様		(<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他 ()) の (<input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定)	
		※所有権以外の権利の場合、その内容	
契約締結予定年月日		<input type="checkbox"/> 予定有り 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 未定	

2 土地に関する事項

登記簿上の土地の所在地	登記地目	登記面積
合 計 筆	実測面積 m ²	登記面積 m ²
現在の土地利用の現況		
権利の移転又は設定後における主な土地利用目的	<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる () <input type="checkbox"/> 未定	

備考

- 1 該当項目 () にレ点を記入してください。
- 2 「氏名」欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

【記入にあたっての注意事項】

- 1 「(担当者氏名及び連絡先)」は、当事者から委任を受けた代理人による届出の場合に、届出者の氏名及び連絡先の電話番号を記入してください。(その際は、代理権の所在及びその範囲を証する書面を添付してください。)
- 2 「現在の土地利用の現況」は、できるだけ具体的に現在の利用状況を記入してください。

－ 届出書には、次の書類を添付してください。－

- ・ 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 (例：道路地図等)
- ・ 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面 (例：住宅地図等)
- ・ 土地の形状を明らかにした図面 (例：地番図等)

北海道水資源の保全に関する条例について

* 北海道水資源の保全に関する条例が平成 24 年 4 月に施行されました。

■ 条例制定の目的

北海道の豊かで清らかな水は、先人から受け継いだ道民のかけがえのない財産です。

この水を、持続的に利用し、次の世代に引き継いでいくため、道や市町村、事業者の方、道民の皆さんが、それぞれの役割を認識し、一体となって、北海道の水資源の保全に取り組んでいく必要があります。

■ 条例の主な内容

- 水資源を保全するため、道、事業者、土地所有者、道民の責務を定めます。
- 水資源を保全するため、関連する施策を総合的に推進します。



※ 道は、水源周辺の適正な土地利用の確保を図るため、水資源保全地域の指定の基本的な考え方や土地所有者に配慮していただきたい事項などについて、「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を定めました。

(平成 24 年 5 月策定)

【お問い合わせ先】

※詳しくは、土地の所在地を管轄する北海道総合振興局・振興局にお問い合わせください。

担当部課名	住所	電話番号(直通)
空知総合振興局 地域政策部地域政策課	岩見沢市 8 条西 5 丁目	(0126)20-0034
石狩振興局 地域政策部地域政策課	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館	(011)204-5815
後志総合振興局 地域政策部地域政策課	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	(0136)23-1419
胆振総合振興局 地域政策部地域政策課	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル	(0143)24-9568
日高振興局 地域政策部地域政策課	浦河郡浦河町栄丘東通 56	(0146)22-9077
渡島総合振興局 地域政策部地域政策課	函館市美原 4 丁目 6-16	(0138)47-9428
檜山振興局 地域政策部地域政策課	檜山郡江差町字陣屋町 336-3	(0139)52-6470
上川総合振興局 地域政策部地域政策課	旭川市永山 6 条 19 丁目	(0166)46-5916
留萌振興局 地域政策部地域政策課	留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2	(0164)42-8421
宗谷総合振興局 地域政策部地域政策課	稚内市末広 4 丁目 2-27	(0162)33-2915
オホーツク総合振興局 地域政策部地域政策課	網走市北 7 条西 3 丁目	(0152)41-0623
十勝総合振興局 地域政策部地域政策課	帯広市東 3 条南 3 丁目	(0155)26-9022
釧路総合振興局 地域政策部地域政策課	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号	(0154)43-9143
根室振興局 地域政策部地域政策課	根室市常盤町 3 丁目 28 番地	(0153)23-6817

(作成) 北海道総合政策部政策局土地水対策課土地利用計画グループ

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 TEL.(011)204-5178

(2012 年 7 月発行)